

ウィルス対策ソフトライセンス購入契約書（案）

浦添市長松本哲治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、ウィルス対策ソフトライセンス（以下「ライセンス」という。）の売買について、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約書は、ウィルス対策ソフトライセンスの売買について、以下の各号に掲げるとおりとする。

（要項）

第2条 この契約の要項は、以下のとおりとする。

- (1) 品名及び数量等 「ESET PROTECT Entry オンプレミス 官公庁向けライセンス」
1,500 更新ライセンス
- (2) 契約金額 〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇円）
- (3) 納入期間 令和8年4月30日
- (4) 納入場所 浦添市役所
- (5) 代金の支払方法 甲が乙の指定金融機関の口座に振り込む

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条による。

（納入及び検査）

第4条 乙はライセンスを納入したときは、直ちに納品書によりその旨を通知しなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙の立ち会いを求めて直ちにライセンスの検収を行い、合格していることを確認した上で、検収結果通知書に記名押印して乙に通知する。
- 4 乙は検収の結果、納入するライセンスの全部若しくは一部契約に違反し、又は不当であることを発見したときは無償でこれを取替、甲の指定する期日までに再検収を受けなければならない。

（代金の請求及び支払い）

第5条 乙は、ライセンスを完納した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第6条 納入されたライセンスが種類又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対して、当該ライセンスの代替物の

納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 3 乙が契約不適合（数量を除く。以下この項において同じ。）のライセンスを納入した場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求又は契約の解除をすることができない。ただし乙が納入した時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（遅延賠償金）

第7条 甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務（手形債務を含む）の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、決定された期限内に作成結果を納入することができないとき（第9条及び第10条により契約を解除した場合を除く。）は、甲は乙より遅延賠償金を徴したうえで、履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第1項の規定する額とする。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して第3項に規定する所定の限度内で損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の損害賠償請求は、検収の完了の日から60日以内に行わなければ、請求権を行使することができない。
- 3 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該請求原因に係る本契約金の相当額を限度とする。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内又は契約期間後相当の期間内にライセンスを完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号にかかげる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、既納物品の取り扱いについては甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第10条 甲がこの契約に違反したことにより、乙が、ライセンスを完納することが不可能になったとき。

- 2 第9条の第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(契約に定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治

乙